

一般質問の4日間制等の試行について

1 経緯

本市議会の会期は、これまで一般質問の通告時間に応じて、一般質問の開催日数を決定していたため、その末日があらかじめ定められず、会期の早期決定ができない状況にあった。

これを解消するため、先の議会改革協議会において、「一般質問は、議員個人の権利であり、質問時間は各議員平等とすべきことから、個人の比例配分時間1人20分を基本にして会派持ち時間を算定し（会派基礎時間…5分×所属議員数（ただし、最高限度60分）は廃止）、開催日数を4日間とする」委員長案が了承され、会期の末日をあらかじめ決定できることとなった。

また、これに伴い一般質問の会派持ち時間から「会派基礎時間」が削られたことから、代表質問・質疑の会派持ち時間にも変更が生じたため、先の幹事長会議において、「現状の各会派の代表質問・質疑の通告時間の実績を維持する」という考えに基づき、各会派の所属議員数に乘ずる会派基礎時間を5分から7分に見直すことと決まった。

これらによる一般質問の4日間制及び代表質問・質疑の会派持ち時間については、平成29年第2回定例会から1年間試行した上で、検証することとされた。

2 試行の概要

(1) 一般質問

ア 会派持ち時間

個人の比例配分時間 1人20分 × 各会派の質問対象者数

※ 各会派の質問対象者数は、所属議員数から正副議長及び監査委員を除いた数とする。

イ 一般質問の開催日数等

一般質問の開催日数は4日間とし、各日とも可能な限り午前10時から午後5時までの会議時間内に質問が収まるように調整する。

(2) 代表質問・質疑

ア 会派持ち時間

会派基礎時間 7分 × 各会派の所属議員数

※ 5分未満の端数が生じたときは、5分単位で切り上げ、答弁を含まず60分を限度とする。

3 今後の検討

試行の結果を検証し、一般質問及び代表質問・質疑の持ち時間のあり方を含め幅広く議論し、見直しの必要性等について検討をしていく。